

平成 28 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社瑞光
代表者名 代表取締役社長 和田 昇
(コード 6279 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員管理部長 和田晃司
(TEL. 06-6340-2215)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について

当社は、平成 28 年 4 月 5 日開催の取締役会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂のためには、当社の経営における高い規律を前提としつつも、大規模な買付行為に関して一定のルールを定めることが必要であるとの結論に至り、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に定めるものをいい、以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2）に定めるものをいいます。）として、平成 28 年 5 月 17 日開催予定の第 53 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせ致します。

本施策の導入は、上記取締役会において、当社取締役全員の賛成により承認されるとともに、当社監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを前提として、本施策の導入が相当である旨の意見を表明しております。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為に係る打診や申入れ等を受けている事実はありませんので、念のために申し添えます。

1. 基本的な考え方（会社支配に関する基本方針）

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者が行う大規模な買付行為に応じるか否かは、最終的に当社の株主の皆様それぞれの判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値または株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすものや、②企業価値および株主共同の利益の観点から、その条件等の変更を要するものがあることは否定できません。

とりわけ、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的な視点に立ったコア技術の深耕・深化、新規事業分野の開拓等に重点を置いた中期経営計画を愚

直に実行していくことが不可欠であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的な視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される可能性があると考えられます。そのため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社においてそのような中長期的な視点に立った施策が実行されるべきことを十分に理解した者であるべきものと考えられます。

このような状況のもとで、当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする者により突如として大規模な買付行為が行われた場合において、当該買付者による当該買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が適切に判断するためには、その判断に必要なかつ十分な時間と情報を提供されることが不可欠と考えられます。したがって、当社は、当該買付者から当社株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに当該買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値または株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価すること、場合によっては、当社取締役会が当該買付行為または当社グループの経営方針等に関して当該買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替提案を当社株主の皆様へ提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 中長期的な企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化に対応する柔軟な発想をもち、お客様の課題を解決するのみでなく、お客様の期待を超えた提案をし続けられるよう、当社社員の成長を促し、企業価値を向上するために、経営理念等を策定して、経営戦略の実行により経営計画の達成に努めています。

a) 経営理念：

当社では、『技術深耕 ～決してあきらめず 出来なかったことを 出来るようにする～』という社是に基づき、三つの柱を経営理念と位置づけています。

『求道』・・・志を同じくする仲間と切磋琢磨して自らの成長を追い続ける

『利次』・・・歴史の流れの中での自分の役割を自覚し、果たすことで次世代へ繋ぐ

『進取』・・・リスクにひるまずチャレンジする姿勢を大切にする

b) ビジョン（ありたい姿）：パス・ファインダー

パス・ファインダーとは、道（path）を見つける人（finder）という意味で、今までになく不確実性を増す世界情勢の中で、当社は、自ら道を開いて果敢に前進していく、そういう企業でありたいと考えています。そして当社は、新しいことに絶えず挑戦しながらもグローバルNO.1であり続け、永続的な企業価値向上を通じて、お客様・社員・株主の皆様のご期待にこたえる企業を目指しています。

c) 中期経営計画：

当社は、経営理念・ビジョンをふまえて、2020年2月期（第57期）の到達点を定めた『第1次 中期経営計画』を策定し、以下の計画値まで引き上げることを目標として、企業価値の向上に努めてまいります。

- ・連結売上高：400億円
- ・連結営業利益：10%
- ・ROE：10%

d) 上記目標達成のための経営戦略：

- ① 成長戦略：ソリューション強化/提案営業強化/新製品・新サービスによる需要発掘
- ② 競争力強化：開発力強化/QCD マネジメント強化/IT システム活用による合理化/経営管理力強化
- ③ 人材力・組織力強化：ガバナンス強化/グローバル企業としての企業風土作り/従業員のやりがい高揚

(2) コーポレートガバナンス体制の充実と向上

当社は、当社の企業理念と遵法精神に基づき、経営の透明性と公正性を向上させたコーポレートガバナンス体制の充実を図ることこそが、当社に対する信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂に資するものと認識しております。こうした観点から、本定時株主総会における選任を条件として、2名の社外取締役を含めた体制で取締役会における規律の導入と議論の活性化を図ってまいります。加えて、本定時株主総会における承認を条件として当社定款を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、経営責任を明確にするなど、コーポレートガバナンス体制の充実と向上を継続的に行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

3. 本施策の内容

(1) 本施策導入の目的

前記1. のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社において中長期的な視点に立った施策が実行されるべきことを十分に理解した者であるべきものと考えられます。

この点に関し、平成28年2月20日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の[22.5]%が保有されております。しかしながら、それら当社役員等が保有する当社株式も、今後、それぞれの事情によって譲渡等がなされる可能性は否定できません。また、それ以外の当社株主の分布状況は、個人株主を中心に広範にわたっており、当社株式の流動性は、さらに増大しつつある状況にあります。それらの事情に鑑みると、今後、当社株式につき、

当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する大規模な買付行為がなされる可能性は否定できないものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、大規模な買付行為を行う者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模な買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その内容、発動の要件および手続を予め設定するものであります。

（2） 対象となる買付行為

本施策は、

- (i) 特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等¹の買付行為、または、
- (ii) 結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（(i)および(ii)のいずれについても、取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、(i)および(ii)の買付行為を併せて「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、

当社グループの企業価値または株主共同の利益に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うものです。ここにおいて、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者²およびその共同保有者³、または②当社株券等の買付け等⁴を行う者およびその特別関係者⁵をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合⁶をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合⁷の合計をいいます。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいい

(3) 本施策の構成

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

まず、本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価（場合によっては大規模買付者との交渉・協議や当社取締役会としての代替提案の提示を含みます。以下同じとします。）および意見形成のための期間（当社取締役会が、後記(4)(d)のとおり、当社株主の意思確認を目的として株主総会の招集を決議した場合には、当該株主総会の開催に要する期間を含みます。）の付与を要請しております。

次に、本施策においては、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置（大規模買付対抗措置）の発動を当社取締役会が決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値もしくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し、かかる大規模買付対抗措置を発動する場合の手続を具体的に規定しております。

(4) 大規模買付ルール

(a) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社取締役会としての検討・評価および意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社本店所在地の当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要のほか、大規模買付ルールに従う旨を明らかにした意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

当社代表取締役社長は、かかる意向表明書の受領日から10営業日（初日不算入とし、期間の記載については以下同じとします。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。

本情報の一般的な項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提

ます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます（この場合、大規模買付者が本情報の一部について情報提供を行わなかった事実およびその理由も、当社取締役会の検討・評価および意見形成のための情報の一部となります。）。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表致します。

【本情報】

- ① 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件
- ④ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、開発方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算定根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑤ 大規模買付行為実行後における、当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者の処遇方針
- ⑥ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記(c)参照）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者から本情報として情報の提出を受ける期間（以下「情報提供期間」といいます。）は、本情報のリストを大規模買付者に交付した日から起算して最長で60日間にとどめるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に提供を求める情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、当社取締役会が適切な検討・評価および意見形成を行うために必要な範囲に限定されるものとします。

(b) 当社取締役会における検討・評価および意見形成

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日または情報提供期間満了日のいずれか早い日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。なお、後記(d)のとおり、取締役会評価期間は延長されることがあります。）が経過するまで、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値および株主共同の利益の

確保・向上のため、当社取締役会に、大規模買付行為に関する検討・評価および意見形成を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本情報に基づき、大規模買付行為に関する検討・評価を行った上、後記(c)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、後記(d)の株主総会を開催した場合にあっては当該株主総会の決議の内容に従って、大規模買付対抗措置発動の是非について決議し、当該決議の概要を速やかに公表するものとします。

(c) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、当社の独立性基準（東京証券取引所の定める独立性基準を包含しております。）を充たす当社社外取締役および当社社外監査役の全員から構成されるものとします。ただし、独立委員会の委員に欠員が生じ、委員の数が3名に満たなくなった場合には、当社取締役会は、その補欠として、残りの委員の意見を最大限尊重した上で、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者その他当社取締役会が適切と判断する者（ただし、当社の独立性基準を充たす者に限ります。）を委員に選定することができるものとします。

当社取締役会は、前記(a)に定める本情報および前記(b)に定める当社取締役会による検討・評価の結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による検討・評価の結果ならびに外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手したうえで、以下の事項に関する検討結果を踏まえて、大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

- ① 大規模買付者が当社に提供した情報が、前記(a)に定める本情報として十分であると認められる否か
- ② 大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（大規模買付ルールの不遵守を含みます。）（後記（5）(b)参照）を具備していると認められるか否か
- ③ 大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると認められる場合にあっては、それにもかかわらず、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でない判断すべき格別の事情が認められるか否か

また、独立委員会は、その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が必要と判断する事項について、当社取締役会に勧告を行います。

独立委員会規則の概要は、別紙2をご参照ください。また、本施策導入時の独立委員会の委員は、本定時株主総会における社外取締役の選任を条件として、別紙3記載のと

おり、当社の独立性基準を充たす社外取締役 2 名および社外監査役 1 名の合計 3 名により構成される予定です。

(d) 株主総会の開催

当社取締役会が独立委員会から大規模買付対抗措置の発動の是非につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から大規模買付対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が当社株主の意思を確認すべきであると判断した場合、当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社株主の意思確認を目的として、株主総会の招集を決議することができるものとします。当該株主総会は、当該招集決議後 60 日以内に開催するものとしますが、事務手続上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合には、事務手続上可能な限り早い日に開催するものとします。

当社取締役会が当該招集決議を行った場合には、その旨を速やかに公表するとともに、当該株主総会の決議後、その決議の概要を速やかに公表するものとします。

なお、当社取締役会が当該招集決議を行った場合、取締役会評価期間は当該株主総会の日が経過するまで延長され、大規模買付者には、当該日が経過するまで大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

(5) 大規模買付対抗措置

(a) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を具備する場合は、当社取締役会は、後記(c)に述べる手続に従い、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令によって認められる相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして、当社株主の皆様に対して無償割当ての方法によって新株予約権が割り当てられる場合、その新株予約権の概要は、別紙 4 に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の割当てができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(b) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定めるいずれかの要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付ルールに定める合理的な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が

取締役会評価期間を経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと認められる場合

- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合。具体的には、以下の類型に該当する場合には、原則として、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する場合に該当すると考えます。

(ア) 以下の(a)から(d)のいずれかに該当し、その結果として、当該大規模買付行為が当社に著しい損害をもたらすことが見込まれる場合

- (a) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (b) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営に当たる場合）
- (c) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (d) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合

(イ) 最初の買付けで、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けを行ったりするなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれがある場合

(ウ) 大規模買付行為に係る当社株券等の買付条件が当社グループの企業価値または株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合

(エ) 当該大規模買付行為により、当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な利害関係者との関係や当社グループの中核的技術力が損なわれ、当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

(オ) 中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が当社の支配権を獲得する場合の当社グループの企業価値が、当該大規模買付者が当社の支配権

を獲得しない場合の当社グループの企業価値に比べ著しく劣後すると判断される場合

(c) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、前記(4)(d)の株主総会を開催した場合にあっては当該株主総会の決議の内容に従うものとし、

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとし、

上記の取締役会の決議の概要は、当該決議後速やかに公表するものとし、

(d) 大規模買付対抗措置の発動の停止について

当社取締役会は、一旦、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、(無償割当ての効力発生前においては)新株予約権の無償割当てを中止し、または(無償割当ての効力発生後、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことにより、大規模買付対抗措置の発動の停止を行うことができるものとし、

(ア) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(b)②記載の要件に該当しなくなった場合

(ウ) 上記のほか、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付対抗措置を発動することが相当でない状況に至った場合

(6) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、本定時株主総会における承認を条件として効力を生じ、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで有効とします。

また、本施策の有効期間中、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し(本施策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改

廃を適切に反映することや、誤字脱字等の理由により適切に字句の修正を行うことを含みます。)をすることができるものとします。

加えて、当社株主総会において、出席株主が有する議決権の過半数をもって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により本施策を廃止する旨の決議が行われた場合についても、当社は本施策を廃止するものとします。

当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

4. 本施策の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記 1. で述べたとおり、本施策は、当社株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、もって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される大規模買付行為を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記 3. に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までをも不当に制限するものではないと考えます。

(3) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、いずれも前記 3. において具体的かつ明確に示したところであり、これが事前に公表されることにより、当社株主の皆様、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(4) 株主意思の尊重

本施策は、株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として導入されます。また、本施策は、前記3.(6)のとおり、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により廃止または変更することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。さらに、本定時株主総会における定款変更に係る承認を条件として、当社取締役の任期は1年となるため、本施策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の導入、継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて当社株主の皆様のご意思が反映されるものと考えます。

(5) 当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記3.(5)(b)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件を具備するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記3.(5)(c)のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重すべきことなど、大規模買付対抗措置の発動の手続を定めており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 大規模買付ルール導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当社株主および投資家の皆様のご法的権利または経済的利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様をして、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめるものであり、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものと考えます。

(2) 大規模買付対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様へ与える影響

大規模買付対抗措置が発動された場合、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主については、その法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります、それ以外の当社株主の皆様は法的権利または経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の割当てがなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。当社株主の皆様が新株予約権を行使することにより当社の株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化されることになります。

ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要領に定められた場合において、当社がかかる取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する当社株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を取得することになります（なお、この場合、かかる当社株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当てを受けるべき当社株主の皆様が確定した後において、前記3.(5)(d)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなるため、新株予約権の無償割当ての対象となる当社株主の皆様が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

別紙1 当社株式の状況（平成28年2月20日現在）

- ・発行可能株式総数：19,000,000株
- ・発行済株式の総数：7,200,000株
- ・株主数：3,117名
- ・大株主：株主名（所有株式数 持株比率）
 - ① (有)和田ホールディングス (900,000株 12.50%)
 - ② GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (884,815株 12.28%)
 - ③ 和田明男 (500,162株 6.94%)
 - ④ THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON (308,700株 4.28%)
 - ⑤ NORTHERN TRUST (248,800株 3.45%)
 - ⑥ ユニ・チャーム(株) (245,100株 3.40%)
 - ⑦ BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES (171,800株 2.38%)
 - ⑧ 白十字(株) (153,920株 2.13%)
 - ⑨ 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口 (143,100株 1.98%)
 - ⑩ (株)GM INVESTMENTS (130,000株 1.8%)

別紙2 独立委員会規則の概要

1. 設置

独立委員会（本別紙において、以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

委員会の委員（本別紙において、以下「委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、当社の独立性基準（東京証券取引所の定める独立性基準を包含している。）を充たす当社社外取締役および当社社外監査役の全員から構成されるものとする。ただし、委員会の委員に欠員が生じ、委員の数が3名に満たなくなった場合には、当社取締役会は、その補欠として、残りの委員の意見を最大限尊重した上で、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者その他当社取締役会が適切と判断する者（ただし、当社の独立性基準を充たす者に限る。）を委員に選定することができる。

3. 委員の任期

- (1) 委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 任期の満了前に退任した委員の補欠として選定された委員の任期は、当該退任した委員の任期の満了する時までとする。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、当社取締役会が委員の任期につき別段の決定をした場合は、それに従うものとする。

4. 委員の欠格事由

委員は、当社の独立性基準を充たす者でなければならず、当社の独立性基準を充たさなくなった委員は、その時点で退任するものとする。

5. 委員会の権限

- (1) 委員会は、以下の各号に掲げる事項に関する検討結果を踏まえて、大規模買付対抗措置の発動の是非について、当社取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が当社に提供した情報が、本情報として十分であると認められるか否か
 - ② 大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（大規模買付ルールの不遵守を含む。）を具備していると認められるか否か
 - ③ 大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると認められる場合にあっては、それにもかかわらず、当社グループの企業価値および株主共同の利益の

確保・向上の観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でない判断すべき格別の事情が認められるか否か

- (2) 前項に定めるほか、委員会は、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が必要と判断する事項について、当社取締役会に勧告を行う。
- (3) 委員会は、必要と認める場合には、前二項に定める事項に関する勧告として、当社の株主総会に諮るべきである旨を勧告することができる。
- (4) 委員会は、以下の各号に掲げる事項を取締役に指示することができる。
 - ① 大規模買付者が当社に提供した情報が本情報として不十分であると判断した場合において、大規模買付者に対する追加的な情報提供を要求すること。
 - ② 大規模買付行為に関する条件の改善に向けて大規模買付者と交渉すること。
 - ③ 当社取締役会としての代替案を提出すること。
 - ④ 大規模買付者が当社に提供した情報の全部または一部その他委員会が必要と認める事実を公表すること。
 - ⑤ その他前三項の勧告を行うために委員会が必要と認める事項

6. 委員会の決議

委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由により委員会に出席できない委員がある場合には、その委員を除く委員全員（ただし、委員の過半数であることを要する。）が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. その他

- (1) 委員は、審議および議決に参加するに当たり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点からこれを行うものとし、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてこれを行わないものとする。
- (2) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会がその決定を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (3) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

別紙3 独立委員会委員候補者略歴

小林 英三（こばやし えいぞう：昭和23年9月8日生）

【略歴】

昭和47年4月 日本銀行入行
平成11年5月 同行 人事局長
平成12年5月 同行 考査局長
平成14年6月 同行 理事
平成19年3月 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
平成19年4月 クロスプラス株式会社 社外取締役（現任）
平成19年7月 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社） 副会長
平成22年6月 日本証券金融株式会社 専務取締役
平成24年6月 同社 代表取締役社長（現任）
平成25年6月 アニコムホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
平成27年6月 藤森工業株式会社 社外監査役（現任）

（注）1. 小林英三氏は、会社法施行規則第2条3項7号に定める社外取締役候補者であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

日置 政克（ひおき まさかつ：昭和25年7月30日生）

【略歴】

昭和50年4月 株式会社小松製作所入社
平成16年4月 同社執行役員
平成20年4月 同社常務執行役員
平成24年7月 同社顧問（現任）
平成25年12月 特定非営利活動法人技術立脚型経営研究会理事（現任）
平成26年6月 THK株式会社社外取締役（現任）
平成26年11月 株式会社すき家本部社外取締役（現任）
平成27年2月 マーサー・ジャパン株式会社シニアフェロー（現任）
平成27年4月 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

(注) 1. 日置政克氏は、会社法施行規則第2条3項7号に定める社外取締役候補者であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

鶴田 龍一 (つるた りゅういち：昭和29年11月24日生)

【略歴】

昭和53年 4月 パナソニック株式会社入社

平成12年 10月 同社財務・IRグループ IR室長

平成19年 4月 同社国際渉外グループ部長

平成22年 12月 同社監査役室長

平成24年 4月 パナソニック電工 社外監査役

平成26年 12月 パナソニック株式会社退社

平成27年 5月 当社監査役 (現任)

(注) 1. 鶴田龍一氏は、会社法2条16号に定める社外監査役であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

別紙4 新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

以下、①ないし⑥に該当するもの（本別紙において以下「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

- ①特定大量保有者⁸
- ②特定大量保有者の共同保有者
- ③特定大量買付者⁹
- ④特定大量買付者の特別関係者
- ⑤これら①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- ⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者¹⁰

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

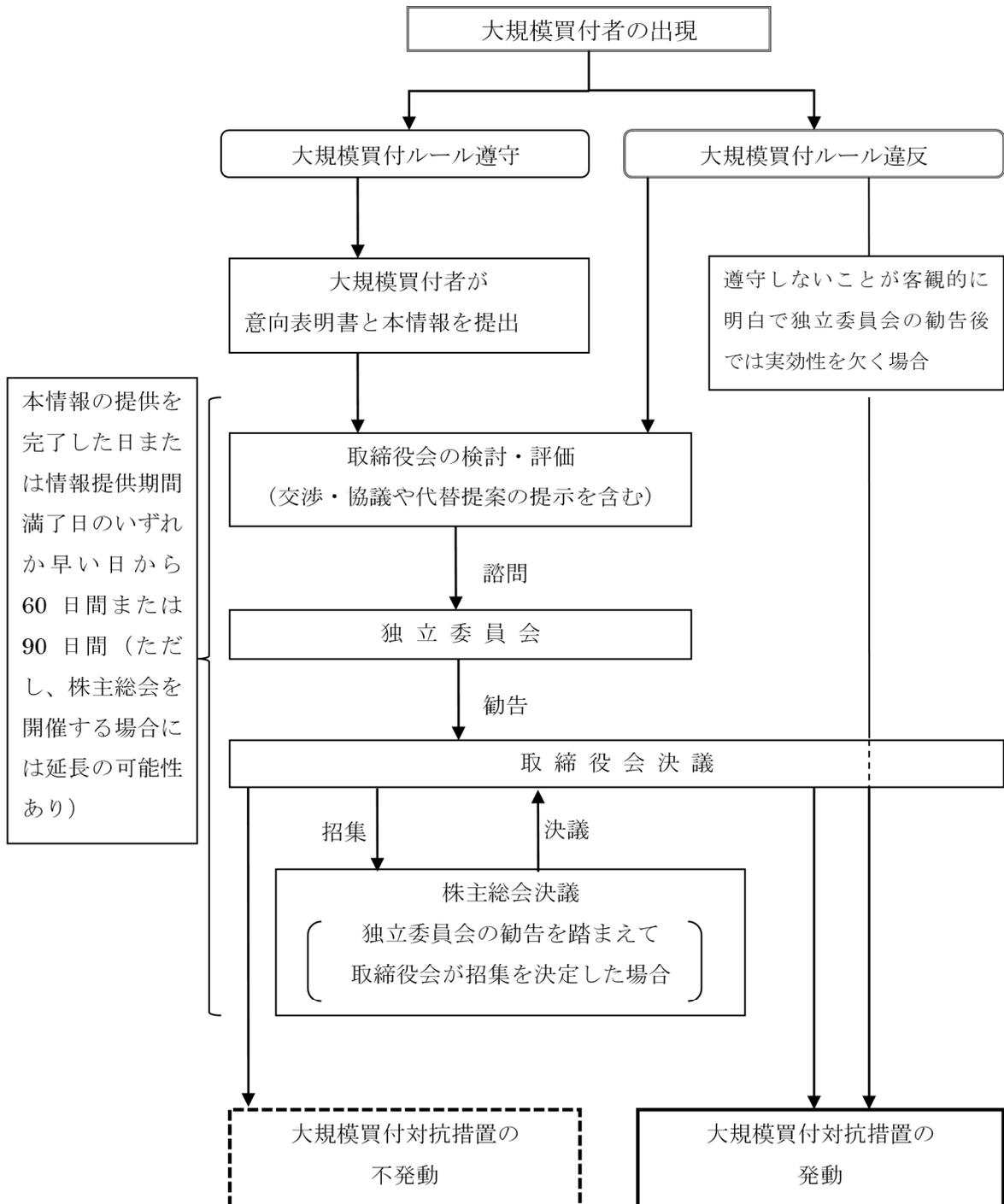
その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

⁸ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

⁹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。



上記フローチャートはあくまで本施策の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本施策の詳細内容については、議案本文をご覧ください。